インターネット等の通信販売により製造たばこを販売する場合の年齢確認等について（新旧対照表）

（財理第３８０７号
平成22年9月9日）

（傍線部は改正部分）

改正後	改正前
（財理第3807号 平成22年9月9日） 最終改正：令和8年1月22日財理第146号 各財務（支）局長 沖縄総合事務局長 日本たばこ産業株式会社　殿 財務省理財局長　中村明雄 インターネット等の通信販売により製造たばこ を販売する場合の年齢確認等について 年齢識別を確実に行い、二十歳未満の者の喫煙を防止する観点から、製造たばこの小売販売業者（一般小売販売業の許可者に限る。以下同じ。）がインターネット等の通信販売（郵便、電子メール、電話、ファクシミリ等の情報通信手段により注文を受けて行う販売を含む。以下同じ。）により製造たばこの販売を行う場合については、下記のとおり定めたので、今後は、これにより取り扱われたい。 なお、下記の取扱いについては、今後のインターネット等の販売の動向や、年齢識別に関する技術の向上等を踏まえて、必要に応じて見直すものとする。 記 1［略］	（財理第3807号 平成22年9月9日） 最終改正：令和4年4月1日財理第1241号 各財務（支）局長 沖縄総合事務局長 日本たばこ産業株式会社　殿 財務省理財局長　中村明雄 インターネット等の通信販売により製造たばこ を販売する場合の年齢確認等について 年齢識別を確実に行い、二十歳未満の者の喫煙を防止する観点から、製造たばこの小売販売業者（一般小売販売業の許可者に限る。以下同じ。）がインターネット等の通信販売（郵便、電子メール、電話、ファクシミリ等の情報通信手段により注文を受けて行う販売を含む。以下同じ。）により製造たばこの販売を行う場合については、下記のとおり定めたので、今後は、これにより取り扱われたい。 なお、下記の取扱いについては、今後のインターネット等の販売の動向や、年齢識別に関する技術の向上等を踏まえて、必要に応じて見直すものとする。 記 1［同左］

改　正　後	改　正　前
2.　上記1. の「公的な証明書」は、以下に掲げる書類とする。証明書の提示は、以下の書類のいずれかの写しを郵送、ファクシミリ又は電磁的記録の添付等により行うものとする。 個人番号カード、運転免許証、国民年金手帳、身体障害者手帳等各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、住民票の写し・住民票記載事項証明書、その他官公庁発行書類等 ※　氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。 ［3　～　7　略］	2.　上記1. の「公的な証明書」は、以下に掲げる書類とする。証明書の提示は、以下の書類のいずれかの写しを郵送、ファクシミリ又は電磁的記録の添付等により行うものとする。 運転免許証、各種健康保険証、国民年金手帳、身体障害者手帳等各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、住民票の写し・住民票記載事項証明書、その他官公庁発行書類等 ※　氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。 ［3　～　7　同左］